

# 58 山形県自主防災組織整備推進要綱

昭和54年3月23日  
山形県防災会議

## 1 目的

この要綱は、地震時の災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備を推進することを目的とする。

## 2 整備推進機関

- (1) 自主防災組織の整備は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、市町村が推進するものとする。
- (2) 県及び防災関係機関は、有機的連携のもとに市町村の整備推進活動に積極的に協力するものとする。

## 3 整備推進する自主防災組織

- (1) 地域の自主防災組織  
住民の各地域における自発的な防災組織
- (2) 施設の自主防災組織  
大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

## 4 地域の自主防災組織の整備

- (1) 自主防災組織の重点推進地区  
全県的に整備を推進するものとし、特に災害危険度の高い次のような地域に重点をおき、推進を図るものとする。  
ア 木造家屋の集中している市街地  
イ 地すべり等災害危険区域  
ウ 消防水利、道路事情により消防活動等の困難な地域
- (2) 自主防災組織の規模  
地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民がもっとも効果的な防災活動が行える地域を単位として整備を推進するものとする。  
ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。  
イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。
- (3) 自主防災組織の育成  
既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりを推進する。  
ア 町内会、自治会の自治組織活動に防災活動を組み入れる。  
イ 防犯協会、防火協会の活動を行っている組織に防災活動の組み入れ又はその充実強化を図る。  
ウ 婦人団体、青年団体、P・T・A等その他の地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

## 5 施設の自主防災組織の整備

- (1) 整備推進施設  
次のような施設を対象に整備の推進を図るものとする。  
なお、法令により防火管理者等をおき、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、地震対策を考慮する等その防災体制充実強化を図って自主防災体制を整備するものとする。

- ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校など多数の者が利用する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

(2) 複合施設の自主防災組織

同一施設内に複数の事業所が所在する雑居ビル等の施設において、個々の事業所が独自に自主防災組織を設置することが効率的でない場合は、これらの事業所が共同して自主防災組織を設けるものとする。

(3) 防災責任者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置くものとする。ただし、法令に基づいてこれと同様な職務を有することが定められている場合は、その者をして防災責任者とすることができる。

6 自主防災組織の連絡会議

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織活動を調整するため連絡会議等を設けるものとする。

7 自主防災組織の整備推進及び自主防災組織に対する協力

(1) 市町村

ア 自主防災組織の整備推進を図り、住民等に対し自発的な防災組織の必要性和防災意識の高揚を図るため「モデル自主防災組織育成整備事業」及びその他必要な事業を実施するものとする。

イ 町内会長等地域の指導者及び施設の管理者を対象に自主防災組織の育成について指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施するものとする。

ウ 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的に協力するものとする。

エ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資材の提供等協力を努めるものとする。

(2) 県

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動及び市町村が行う自主防災組織に対する協力活動について、県は、積極的に指導及び協力を努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動に対し、その他の防災関係機関は、積極的に協力するものとする。